

が可能な輸送サービスをご利用ください。

Q 1-4 第1次募集で不採択となった場合、第2次募集への申請は可能ですか。また、第1次募集で採択となった場合、第2次募集にも申請することは可能ですか。

A 第1次募集で不採択となった場合は、事業内容を再度ご検討、見直しいただいたうえで、第2次募集に申請が可能です。一方、第1次募集で採択となった場合は、第2次募集の通常枠及び特別枠に申請することはできませんが、省エネ・コスト削減枠への申請は可能です。

Q 1-5 令和3年度までに実施した「富山県中小企業リバイバル補助金」「ミニリバイバル補助金」「IoT・AI活用ステップアップ補助金」の採択事業者も申請可能ですか。

A 申請可能です。

Q 1-6 全体の予算額はいくらですか。

A 本事業の全体の予算額は30億円となっています。第1次募集分で10億円、第2次募集分で20億円です。（※第2次募集分の実施については、県の令和4年度6月補正予算の成立が条件となります。）

Q 1-7 採択倍率はどのくらいになりますか。

A 申請状況によって変化しますが、令和3年度に実施した「富山県中小企業リバイバル補助金」については、約1.3倍の倍率となりました。

Q 1-8 通常枠と特別枠の両方に申請することはできますか。

A できません。通常枠と特別枠は1事業者につき1回限りであり、どちらかを選択して申請してください。ただし、「ワンチームとやま」枠において企業間連携の代表でない事業者については、同枠での申請と異なる事業内容であれば、通常枠への申請も可能です。

Q 1-9 通常枠又は特別枠と省エネ・コスト削減枠の両方に申請することはできますか。

A 申請可能です。1事業者につき、通常枠又は特別枠のいずれかで1回、省エネ・コスト削減枠で1回の申請が可能です。ただし、通常枠と特別枠の両方の申請はできません。（Q 1-8 参照）

【補助対象者について】

Q 2-1 売上の減少が要件とのことですが、具体的にどれくらい減少していることが必要ですか。

A 少しでも売上が減少していれば対象となります。具体的には、様式第1号の4「売

上減少確認書」に記載いただく、令和3年9月から直近（申請日の属する月の前月）までのうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（令和元年度）の同3か月の合計売上高と比較して減少していることが要件となります。

※ 募集の手引き（以下、「手引き」という。）P4参照

イメージ

直近月	令和3年（2021年）				令和4年（2022年）				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
比較する 令和元年度	2019年 9月	2019年 10月	2019年 11月	2019年 12月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2019年 4月	2019年 5月

※ コロナ前と比較するため、第2次募集において、直近の令和4年4月又は5月を選択した場合は、2019年4月、5月との比較となる点に留意

※ 本事業で比較するコロナ前は2019年4月～2020年3月になります。

Q2-2 利益率の減少が要件とのことですが、どのように確認すればよいですか。

A 具体的には、様式第1号の5「利益率減少確認書」に記載いただく、令和3年9月から直近（申請日の属する月の前月）までのうち、任意の3か月の売上総利益率又は営業利益率と、コロナ以前（令和元年度）の同3か月の同利益率を比較し、減少率が5%以上であるかを確認してください。

（例）任意の3か月 R3.9、R4.2、R4.4 の売上総利益率が 30%、

コロナ以前の同3か月 R1.9、R2.2、H31.4 の売上総利益率が 32% の場合の利益率の減少率は

$$\frac{30 - 32}{32} \times 100 = \Delta 6.25\%$$

Q2-3 利益率の減少が確認できる書類がない場合はどうすればよいですか。

A 経理ソフトやエクセルデータのほか、手書きの台帳のコピー等でも構いませんので、対象月の月間事業収入及び原価等がわかるものを作成しご提出ください。

また、上記書類のほか、追加で確認資料（決算書又は確定申告書等）の提出を求める場合があります。

Q2-4 売上総利益率とはどのようなものですか。

A 売上高に対して、売上総利益が占める割合を示す財務指標です。

売上総利益は売上高から売上原価を差し引いたものです。

売上総利益 = 売上高 - 売上原価

売上総利益率 = 売上総利益 ÷ 売上高 × 100

(例) 売上高 (300 万円)

売上原価 (210 万円)	売上総利益 (90 万円)
---------------	---------------

上記の場合、売上総利益は売上高 300 万円から売上原価 210 万円を引いた 90 万円

$$\text{売上総利益} : 300 \text{ 万円} - 210 \text{ 万円} = 90 \text{ 万円}$$

売上総利益率は売上高 300 万円に対して、売上総利益 90 万円が占める割合

$$\text{売上総利益率} : 90 \text{ 万円} \div 300 \text{ 万円} \times 100 = 30\%$$

Q 2 - 5 営業利益率とはどのようなものですか。

A 売上高に対して、営業利益が占める割合を示す財務指標です。

営業利益は売上高から売上原価、販売費・一般管理費を差し引いたものです。

$$\text{営業利益} = \text{売上高} - (\text{売上原価} + \text{販売費} \cdot \text{一般管理費})$$

$$\text{営業利益率} = \text{営業利益} \div \text{売上高} \times 100$$

※販売費・一般管理費とは

商品・製品・サービスの販売業務や一般管理業務に関して発生した費用の額。販売手数料、荷造費、運搬費、広告宣伝費、保管費、販売費及び一般管理業務に従事する従業員の給料、賃金、手当、賞与、福利厚生費、販売費及び一般管理部門関係の交際費、交通費、通信費、光熱費、消耗品費、租税公課、減価償却費、修繕費、保険料、不動産賃借料等の合計額

(例) 売上高 (300 万円)

売上原価	人	販	広	光	消	業
	件	手	告	熱	耗	利
	費	数	宣	費	品	益
	料	料	伝	費	費	(30 万円)
	等					
売上原価 (170 万円)	販売費・一般管理費 (100 万円)					

上記の場合、営業利益は売上高 300 万円から売上原価 170 万円と販売費・一般管理費 100 万円を引いた 30 万円

$$\text{営業利益} : 300 \text{ 万円} - 170 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円} = 30 \text{ 万円}$$

営業利益率は売上高 300 万円に対して、営業利益 30 万円が占める割合

$$\text{営業利益率} : 30 \text{ 万円} \div 300 \text{ 万円} \times 100 = 10\%$$

Q 2 - 6 売上高減少要件と利益率減少要件は両方とも満たす必要がありますか。

A どちらか一方のみの充足でよく、両方の要件を満たす必要はありません。

Q2-7 利益率の減少率が5%以上となるのはどのような場合ですか。

A 以下に例を示します。

(例1) 売上高が変わらず、売上原価が3%増加した場合の売上総利益率

	令和3年9月以降の 任意の3か月合計	コロナ以前の 同3か月合計
売上高	3,000 千円	3,000 千円
売上原価	2,163 千円	2,100 千円
売上総利益	837 千円	900 千円
売上総利益率	27.9%	30.0%

売上高 (300 万円)

直近任意の 3か月	売上原価 (216 万 3 千円)	売上総利益 (83 万 7 千円)
コロナ前の 同3か月	売上原価 (210 万円)	売上総利益 (90 万円)

売上総利益率の減少率

$$\frac{27.9 - 30.0}{30.0} \times 100 = \Delta 7.0\%$$

(例2) 売上高が5%増加し、売上原価が8%増加した場合の売上総利益率

	令和3年9月以降の 任意の3か月合計	コロナ以前の 同3か月合計
売上高	3,150 千円	3,000 千円
売上原価	2,268 千円	2,100 千円
売上総利益	882 千円	900 千円
売上総利益率	28.0%	30.0%

売上高 (315 万円)

直近任意の 3か月	売上原価 (226 万 8 千円)	売上総利益 (88 万 2 千円)
コロナ前の 同3か月	売上原価 (210 万円)	売上総利益 (90 万円)

売上総利益率の減少率

$$\frac{28.0 - 30.0}{30.0} \times 100 = \Delta 6.6\%$$